

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が指定する催しの要件の指定は次のとおりである。

平成26年6月30日

芳賀地区広域行政事務組合長

井田 隆一

芳賀地区広域行政事務組合火災予防条例第42条の2の規定に基づき、消防長が指定する催しの要件は次のいずれかとする。

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出数が10万人以上のもの。
- 2 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し。